

公

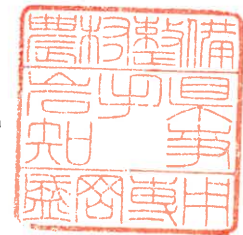
告

県営星山・犬吠森地区土地改良事業（農業用排水施設）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、意見のある者は、令和 7 年 9 月 30 日までに盛岡広域振興局農政部農村整備室長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也



記

- 1 縦覧期間 令和 7 年 9 月 1 日から同月 30 日まで
- 2 縦覧場所 紫波町役場
- 3 変更予定の土地改良事業計画の概要等 土地改良事業変更計画概要書のとおり
- 4 同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定による意見の宛先
（住所）盛岡市内丸 11 番 1 号
盛岡広域振興局農政部農村整備室長